

- 本資料は情報提供を目的としたものであり、特定の商品を推奨または勧誘するものではありません。
- 本資料に記載のデータは、信頼できる情報に基づき構成されていますが、内容の正確性・完全性については保証するものではありません。
また、グラフの結果数値については、原則として出典元のデータをそのまま掲載していますので、四捨五入により合計が100%にならないものがあります。
- 本資料に記載の税務のお取扱いは2024年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。
また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。



監修：鴨田真一郎(公認会計士・税理士)

生前に財産をわたして 大切な家族を応援したい

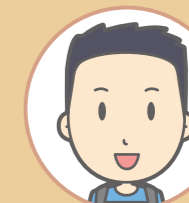
大切なご家族



子



子



孫



生活資金・
住宅購入資金



結婚資金



教育資金

…など



公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

将来の資金準備を検討するうえで、
公的保険制度について
理解を深めることが重要です。

公的保険制度は
こちらからご確認
いただけます。



[お問合せ先]

[資料作成]

2024年4月版



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー
電話 0120-876-126

F5178-07 コンサルティング推進部S23-0340(2024.1.19)



「生前贈与」と聞いて何を思いますか？

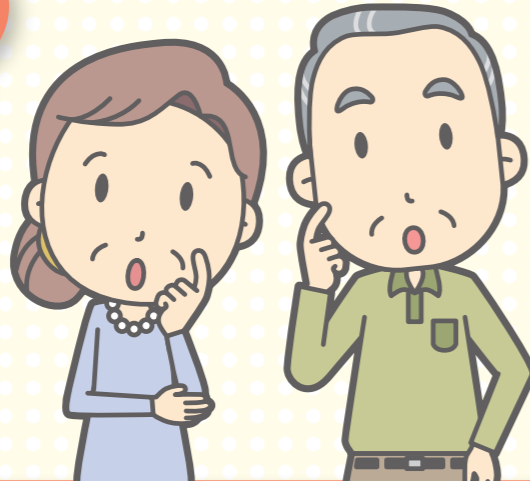
いずれ引継ぐ
お金だから
今のうちにわたして
有効に使ってほしい

自分たちのお金で
子や孫の
よろこぶ顔が
見たい

手続きが
面倒…？

相続財産を
減らしたら
いいな

税金は
かかるのかなあ



大切なご家族・資産に対する「想い」を実現するために
生前贈与という方法があります



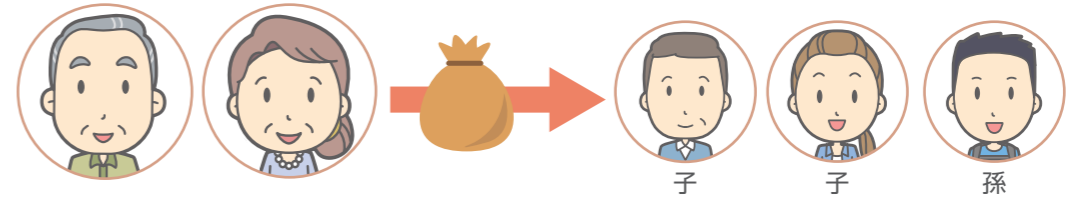
● 目次 ●

生前贈与の活用を考えてみませんか？……P.1	相続時精算課税制度を活用するポイントは？……P.13
なぜ生前贈与を活用される方がふえているのですか？……P.3	贈与チェックリスト(留意点)……P.15
贈与に関する税金はどのようなものですか？……P.5	生命保険で生前贈与ができることをご存じですか？…P.17
生前贈与には、税務上どのような効果がありますか？…P.9 (暦年課税)	ご参考① 生命保険金の相続税非課税枠……P.19
生前贈与をより効果的に行うポイントは？……P.11 (暦年課税)	ご参考② 暦年課税・相続時精算課税制度の見直し…P.21
	ご参考③ 贈与税に関する特例措置……P.23

生前贈与のメリット

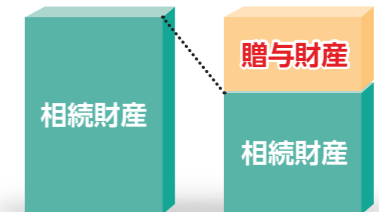
贈与する人(親・祖父母など)

1 **ご家族のよろこぶ顔**が見られます。



2 自分の意思で「いつ・誰に・いくら」**贈与する**か決められます。

3 相続財産を減らして
相続税の負担を軽減できる
可能性があります。



贈与を受ける人(子・孫など)

1 **ご家族の生活費や教育費**などに活用できます。**(使いみち自由)**



2 **贈与税の基礎控除(110万円)**を毎年使えます。

贈与を「する人」「受ける人」どちらにもメリットがあります



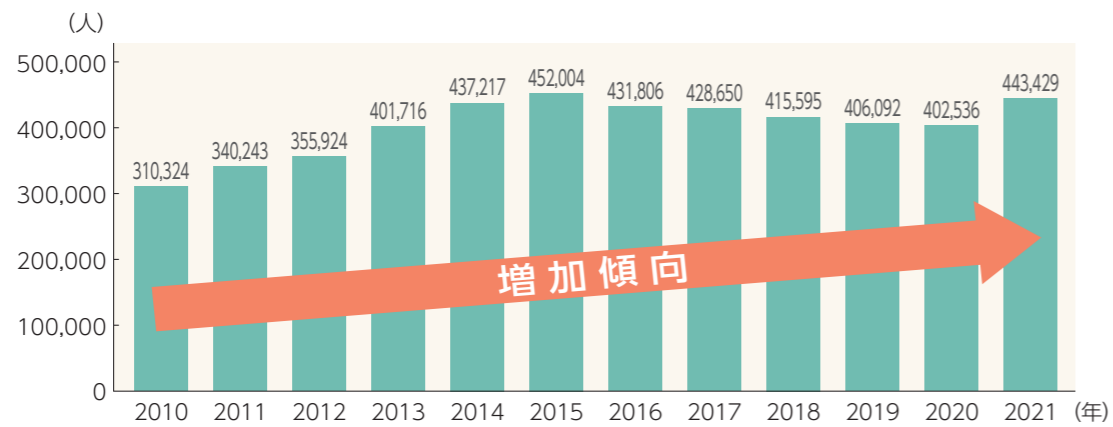
生前贈与の活用状況 (贈与税の課税状況)

(暦年課税および相続時精算課税の両方を含む)

国税庁「平成27年・令和3年統計年報」をもとに作成

1 贈与を受けた人の数

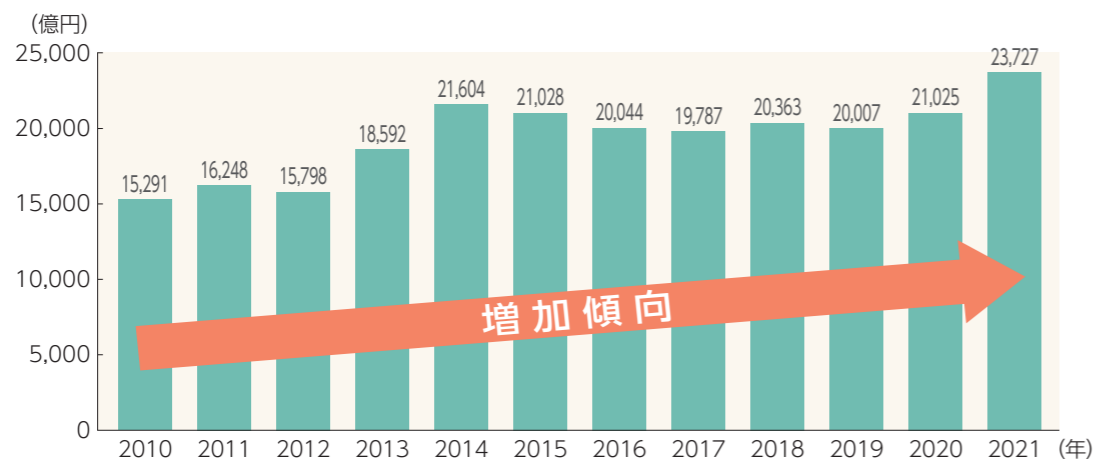
贈与を受ける人は増加傾向にあります



2010年 約31万人 → 2021年 約44万人に

2 課税ベースの贈与額 (取得財産価額)

贈与額も拡大しています



2010年 約1.5兆円 → 2021年 約2.4兆円に

大切なご家族へ、
元気なうちに資産をわたす方がふえています



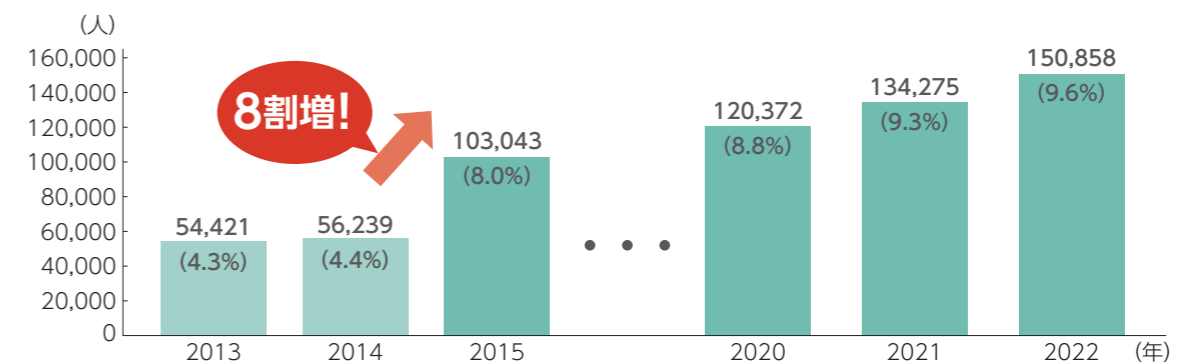
生前贈与がふえている背景 ▶ 2015年1月 相続税の改正

1 相続税の基礎控除額が引き下げられました

	相続税の基礎控除額	法定相続人が3人の場合
2014年12月以前の相続	5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	8,000万円まで非課税
2015年1月以後の相続	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)	4,800万円まで非課税

▶ 相続税の課税対象となった方が増加しました

<相続税の課税対象となった被相続人数> *()内は被相続人(死亡者)数全体に対する割合



2013~2015年: 国税庁「相続税の申告状況について」各年版/2020~2022年: 国税庁「相続税の申告実績の概要」をもとに作成

2 高額な財産を相続する方の税負担が重くなりました

法定相続分に 応じた各相続人の 取得金額	2014年12月31日以前		2015年1月1日以降	
	税率 (%)	控除額 (万円)	税率 (%)	控除額 (万円)
1,000万円以下	10	—	10	—
1,000万円超 3,000万円以下	15	50	15	50
3,000万円超 5,000万円以下	20	200	20	200
5,000万円超 1億円以下	30	700	30	700
1億円超 2億円以下	40	1,700	40	1,700
2億円超 3億円以下			45	2,700
3億円超 6億円以下	50	4,700	50	4,200
6億円超			55	7,200

相続税の課税が強化されたことで、
生前贈与の活用が注目されるようになりました



贈与に関する税金はどのようなものですか？（暦年課税）

① 暦年課税

生前贈与の一般的な課税方法として、「暦年課税」があります。

贈与税額＝

$$\underbrace{(\text{1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額} - \text{基礎控除110万円})}_{\text{基礎控除後の課税価額(A)}} \times \underbrace{\text{税率}}_{\text{(B)}} - \underbrace{\text{控除額}}_{\text{(C)}}$$

- 贈与税は、**財産を取得した受贈者（贈与を受ける人）**に対してかかる税金です。
- 1年間（1月1日～12月31日）に贈与された財産が**基礎控除額である110万円以下であれば、贈与税はかかりません。**
- 贈与税がかかる場合には、財産を贈与された翌年の2月1日から3月15日までの間に、受贈者が贈与税の申告・納付をする必要があります。

贈与税の税額速算表

基礎控除後の課税価額(A)	一般の贈与		18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
	税率(B)	控除額(C)	税率(B)	控除額(C)
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

*直系尊属とは、父母・祖父母などのことです。

（ご参考）贈与税額早見表

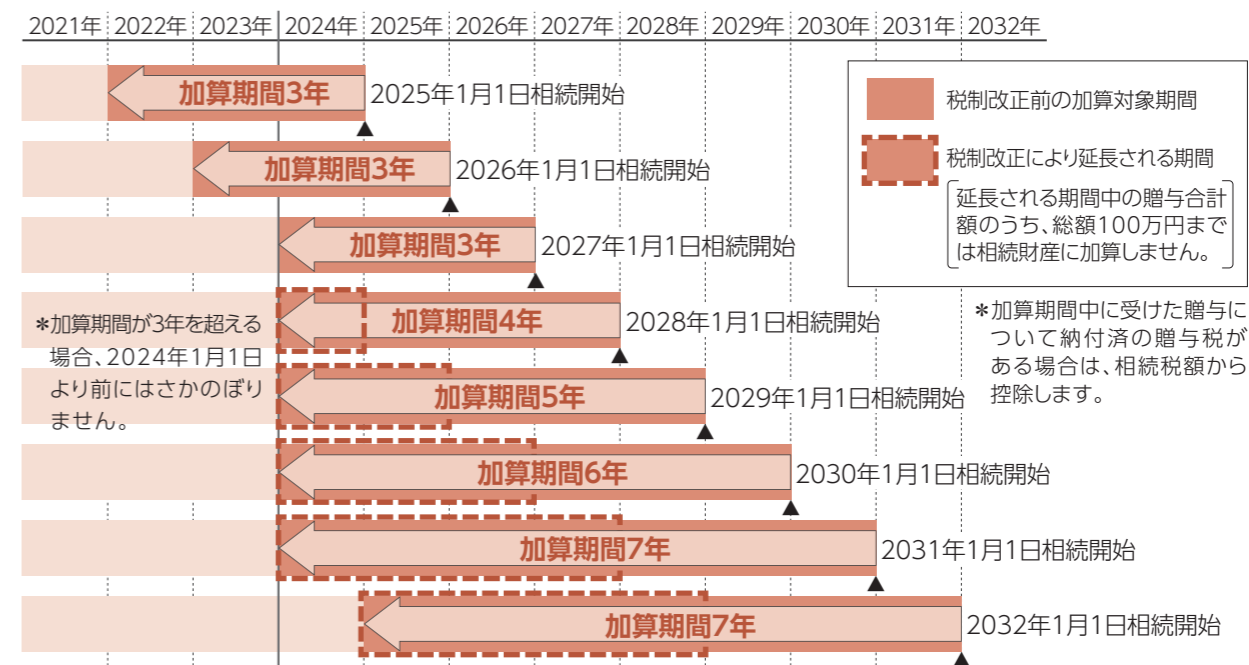
贈与額 (基礎控除110万円 控除前)	一般の贈与	18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合
110万円	0万円	0万円
200万円	9万円	9万円
300万円	19万円	19万円
500万円	53万円	48.5万円
1,000万円	231万円	177万円
5,000万円	2,289.5万円	2,049.5万円
10,000万円	5,039.5万円	4,799.5万円

- 暦年課税の基礎控除額は、**贈与を受ける人（受贈者）1人につき、年間110万円**となります。



- 贈与する人の相続時には、相続開始前の一定期間の贈与額を相続財産に加算して相続税を計算します（年間110万円以内の贈与であっても相続財産に加算します）。
- 2023年度税制改正により、加算期間は「3年間」から2024年1月1日以降「**7年間**」に段階的に延長されます。

<加算期間が段階的に延長されるイメージ>



- なお、暦年課税を適用した贈与を受けた人（たとえば、相続人ではない「孫」や「子の配偶者」）が、相続または遺贈により財産を取得していなければ、相続財産への加算はありません。ただし、「孫」や「子の配偶者」が取得する相続財産がある場合（たとえば、生命保険において死亡保険金受取人になっている場合など）、相続開始前の一定期間の贈与財産は、相続財産に加算されます。

*遺贈とは、遺言によって遺言者の財産を贈与することです。

*相続または遺贈による財産の取得には、死亡保険金や死亡退職金などみなし相続財産の取得や相続時精算課税制度を適用した贈与財産の取得も含まれます。

参考 「定期贈与」（定期金に関する権利の贈与）

たとえば、「1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する」という約束のもとに行われる贈与です。この場合、約束した年に、「10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利」に対して贈与税がかかります。

参考 扶養義務者（父母や祖父母）から「生活費」または「教育費」の贈与を受けた場合の取扱い

通常必要と認められるものについては贈与税の課税対象となりません。「生活費」とは、通常の日常生活を営むのに必要な費用または治療費や養育費等をいい、「教育費」とは通常必要と認められる学費、教材費、文具費等をいいます。

贈与に関する税金はどのようなものですか？（相続時精算課税制度）

② 相続時精算課税制度

贈与税には暦年課税以外に「相続時精算課税」という制度があります。

- 贈与を受けたときに、一定の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する方式です。
- 贈与する人は贈与する年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母、贈与を受ける人は同日において18歳以上の子または孫に限られます。
- 2023年度税制改正により、2024年1月1日以降の贈与について**年間110万円の基礎控除が新設**されました。
- この制度を適用した場合、**基礎控除を超えた贈与が累計2,500万円以下であれば、贈与税はかかりません。**累計2,500万円を超えると、超えた金額に一律20%の贈与税がかかります。

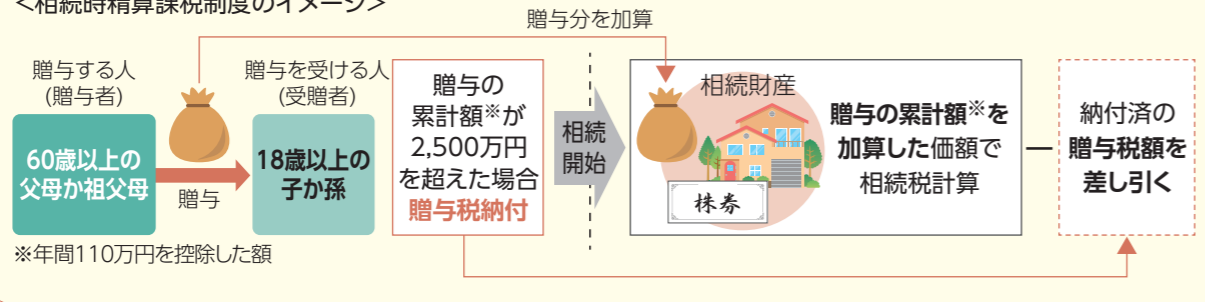
贈与税額＝

$$(1\text{年間に贈与を受けた財産の価額の合計額} - \text{基礎控除}110\text{万円} - \text{特別控除額}) \times 20\%$$

累計2,500万円です。ただし、前年までにこの制度を適用した贈与を行って特別控除額を使用した場合には、すでに使用した額を控除した金額となります。

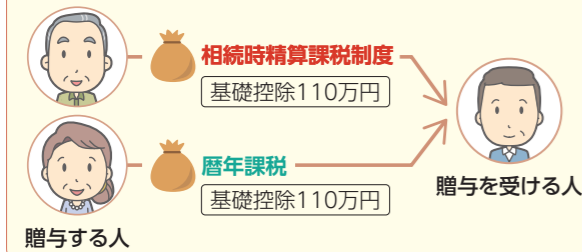
- 贈与する人の相続時には、毎年の基礎控除110万円を超えた贈与の累計額を相続財産に加算して相続税額を計算します。**基礎控除までの贈与については相続財産への加算はありません。**また、納付済の贈与税がある場合は相続税額から控除し、控除しきれない額があれば還付を受けられます。

<相続時精算課税制度のイメージ>



- 受贈者は贈与者ごとに相続時精算課税制度を選択できます。

① 複数の贈与者から同じ受贈者に贈与するイメージ



*①②ともに、「相続時精算課税制度」と「暦年課税」の基礎控除110万円がそれぞれ適用されます。

- **いったんこの制度を選択すると、選択した年以降の同じ贈与者からの贈与にこの制度が適用され、暦年課税に変更することはできません。**また同じ贈与者からの贈与にこの制度と暦年課税の両方を適用することはできません。

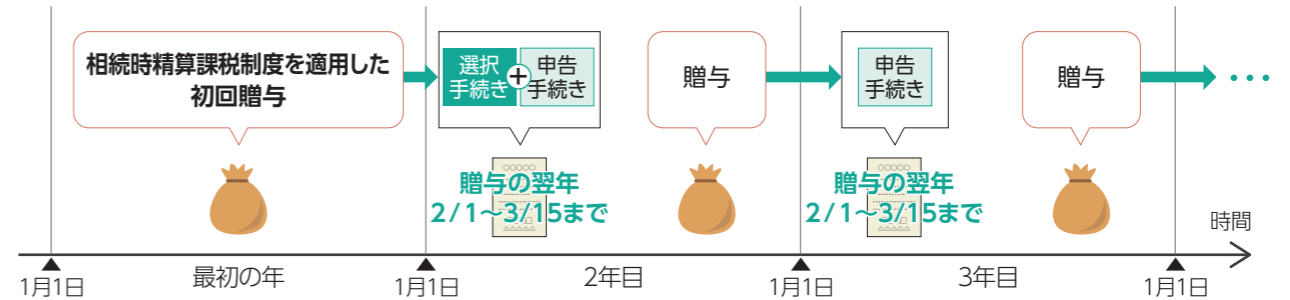
② 同じ贈与者から複数の受贈者に贈与するイメージ



- この制度を選択する場合、贈与を受ける人(受贈者)が以下の手続きを行う必要があります。

選択手続き	受贈者は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間(贈与税申告期間)に選択手続きを行わなければなりません。 *選択手続きは最初の贈与の年の分のみ、贈与額にかかわらず必要です。
申告手続き	贈与を受けるつど、翌年の贈与税申告期間に申告が必要です。 ただし贈与額が年間110万円以下の場合は申告不要です。

<相続時精算課税制度を適用した贈与を始める場合の制度選択・申告時期のイメージ(毎年1回贈与する例)>



- *たとえば、2024年から贈与を始める場合、翌年の2025年2月1日から3月15日の間に制度の「選択手続き」および「申告手続き」が必要です。
- *暦年課税を適用した贈与から相続時精算課税制度の適用に切り替える場合、上記「初回贈与」が「相続時精算課税制度に切り替える最初の贈与」となります。

<制度の選択・申告時の必要書類> *国税庁ホームページを参考に作成(2024年1月現在)

以下の書類の所轄税務署への提出が必要です。

選択手続き	・ 相続時精算課税選択届出書 ・ 贈与を受ける人や贈与する人の戸籍の謄本または抄本
申告手続き	・ 申告書第一表(兼贈与税の額の計算明細書) ・ 申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)

*これら以外にも書類が必要な場合があります。

相続時精算課税選択届出書

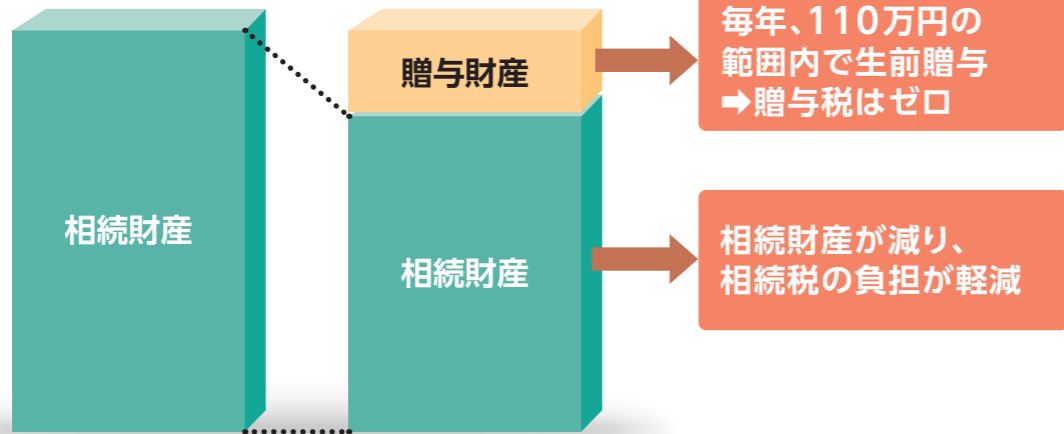
<相続時精算課税選択届出書 主な記入項目>

- ・ 適用を受ける年
- ・ 受贈者(贈与を受ける人)の住所、氏名、生年月日および特定贈与者(贈与する人)との続柄
- ・ 特定贈与者の住所、氏名、生年月日

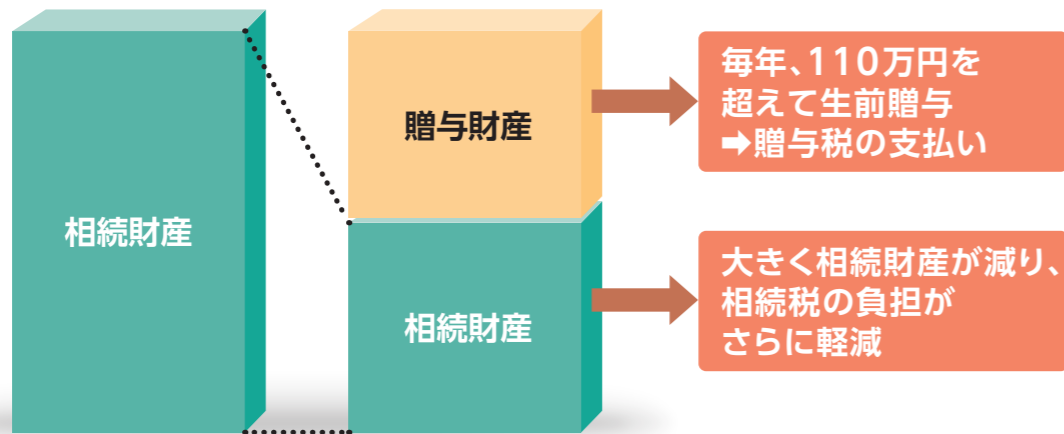
*このページの資料は2024年1月現在のものであり、今後変更となる可能性があります。制度選択・申告手続きについてくわしくは国税庁ホームページをご参照ください。

生前贈与で相続財産を減らせます

年間110万円の贈与税の基礎控除を活用してみませんか？



これだけでも大きな効果はありそうですが、さらに年間110万円を超えて贈与することも考えられます。



具体的な効果を次のページで確認してみましょう

生前贈与を10年間実行した場合の効果

毎年、少しずつお子さまやお孫さまなどに財産を贈与していくことで、税負担を軽減できる場合があります。

〈例えば…〉 ● 相続財産が2億円(相続税評価額・基礎控除前)
● 法定相続人が子2人 ● 暦年課税による贈与の場合

ケース1	ケース2	ケース3
贈与しない	基礎控除の範囲内で贈与 毎年110万円ずつ10年間、 子2人にそれぞれ贈与	基礎控除を超えて贈与 毎年310万円ずつ10年間、 子2人にそれぞれ贈与
相続財産 2億円	贈与財産 2,200万円 相続財産 1億7,800万円	贈与財産 6,200万円 相続財産 1億3,800万円
贈与税 ー 相続税 3,340万円 合計 3,340万円	贈与税 0万円 相続税 2,680万円 合計 2,680万円	贈与税 400万円 相続税 1,520万円 合計 1,920万円
	ケース1との差額 660万円	ケース1との差額 1,420万円
	相続税が軽減	贈与税と相続税の 合計がさらに軽減

● 暦年課税の場合、相続開始前の一定期間*の贈与財産は、相続財産に加算されて相続税が計算されますが、上記の試算は考慮していません。
*2024年1月1日以降の贈与財産については、「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます(A)。ただし延長された4年間の贈与財産のうち総額100万円までは相続財産に加算されません(B)。
● 生前贈与を10年間実行した後に相続が発生したものと仮定しており、相続の発生時期によっては上記の試算と異なる場合があります。
* 上記試算において(A)および(B)を考慮した場合の税額は以下のとおりとなります。
ケース2…贈与税0万円、相続税3,082万円、合計3,082万円 ケース3…贈与税400万円、相続税2,442万円、合計2,842万円

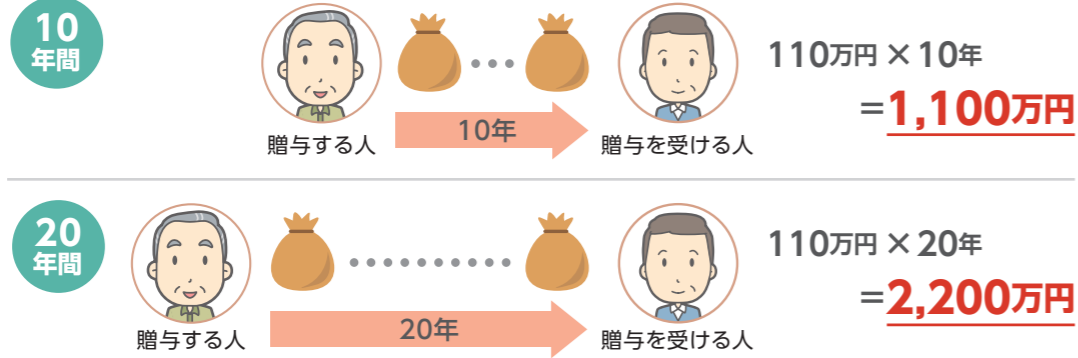
10年後に大きな差となります

早めに生前贈与を始めることで、相続税額を軽減する効果が高まります



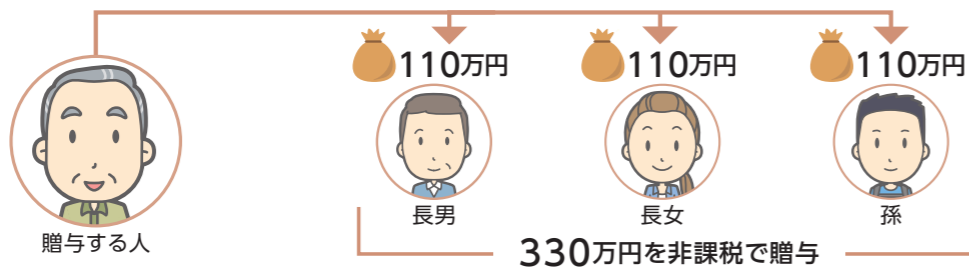
1 早めに始める

- 贈与税の基礎控除(110万円)を毎年活用でき、税負担の軽減効果も大きくなります。
 - 暦年課税の場合、相続開始前の一定期間*の贈与は、相続財産に加算されることも考慮しましょう。
- *2024年1月1日以降の贈与財産については、「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。ただし延長された4年間の贈与財産のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。



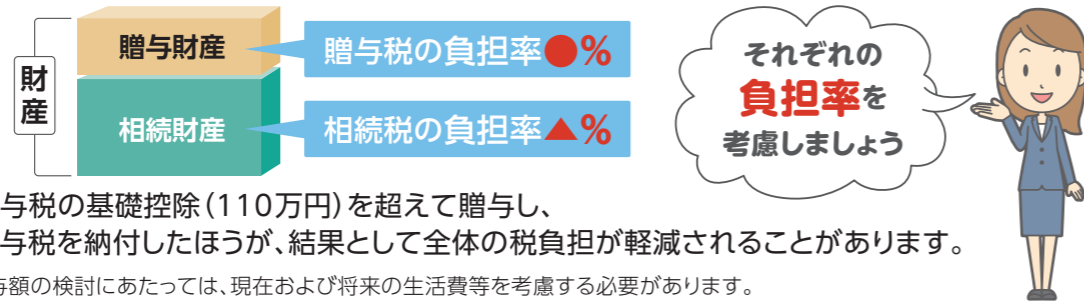
2 より多くの人に贈与する

- 贈与税の基礎控除(110万円)は、受贈者(贈与を受ける人)がそれぞれ活用できます。
- そのため、年間110万円×人数分の財産が非課税の扱いとなります。



3 相続とのバランスを考える

- 一度に多額の財産を贈与すると、贈与税の負担が重くなります。
- 一方で、相続税の課税対象となる相続財産を圧縮する側面もあります。



11ページ ③ 相続とのバランス

相続税と贈与税の「負担率」を比較することが、贈与金額を決める目安となります

- 〈例えば…〉 ● 相続財産が2億円 ● 法定相続人が配偶者と子2人(18歳以上)
● 暦年課税による贈与の場合

① 相続税の負担率

表1において、相続財産「2億円」と「配偶者がいる場合・子2人」の交差する部分を確認

相続税の負担率は **6.8%**

② 贈与税の負担率

表2において、(18歳以上の者が受贈者の場合)贈与税の負担率が **6.3%** を下回り、かつ最も近い部分を探す

贈与税の負担率 **6.3%** を確認

③ 生前贈与額の目安

その年の生前贈与額の目安は1人あたり **300万円** が上限になることを確認

表1 相続税の負担率

相続財産 (基礎控除前)	配偶者がいる場合			配偶者がいない場合		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
5,000万円	0.8%	0.2%	0.0%	3.2%	1.6%	0.4%
8,000万円	2.9%	2.2%	1.7%	8.5%	5.9%	4.1%
1億円	3.9%	3.2%	2.6%	12.2%	7.7%	6.3%
1.5億円	6.1%	5.0%	4.4%	19.1%	12.3%	9.6%
2億円	8.4%	6.8% ①	6.1%	24.3%	16.7%	12.3%
3億円	11.5%	9.5%	8.5%	30.6%	23.1%	18.2%
5億円	15.2%	13.1%	11.9%	38.0%	30.4%	26.0%

*負担率は各相続人が法定相続分により相続し、配偶者がいる場合は「配偶者の税額軽減」の特例を適用したときの相続税額を相続財産で除した数値(小数第2位を四捨五入)です。

表2 贈与税の負担率

a 贈与金額 (基礎控除前)	一般の贈与		18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
	b 贈与税額	負担率 (b ÷ a)	b 贈与税額	負担率 (b ÷ a)
110万円以下	0	-	0	-
200万円 ③	9万円	4.5%	9万円	4.5%
300万円 ③	19万円	6.3%	19万円	6.3% ②
400万円	33.5万円	8.4%	33.5万円	8.4%
500万円	53万円	10.6%	48.5万円	9.7%
600万円	82万円	13.7%	68万円	11.3%
700万円	112万円	16.0%	88万円	12.6%
800万円	151万円	18.9%	117万円	14.6%
900万円	191万円	21.2%	147万円	16.3%
1,000万円	231万円	23.1%	177万円	17.7%

*負担率は小数第2位を四捨五入して表示しています。

*贈与を重ねていくと相続財産の価額が減少し、相続税の負担率が下がることになります。

相続税の負担率 **6.8%**

効果的な生前贈与を行うには、3つのポイントをおさえて 事前にしっかりと見通しを立てておきましょう

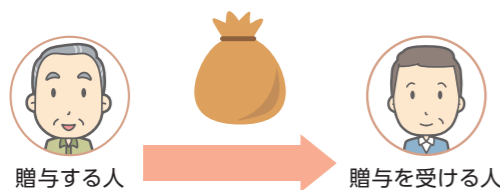


相続時精算課税制度の活用ポイント

まとまった財産を一度に贈与できます。



- 2024年1月1日以降の贈与については、毎年の基礎控除110万円を超えた贈与の累計額が特別控除2,500万円を超えるまでは、贈与税がかかりません。
- 累計額が2,500万円を超えた場合、超えた分に贈与税がかかりますが、税率は一律20%です。

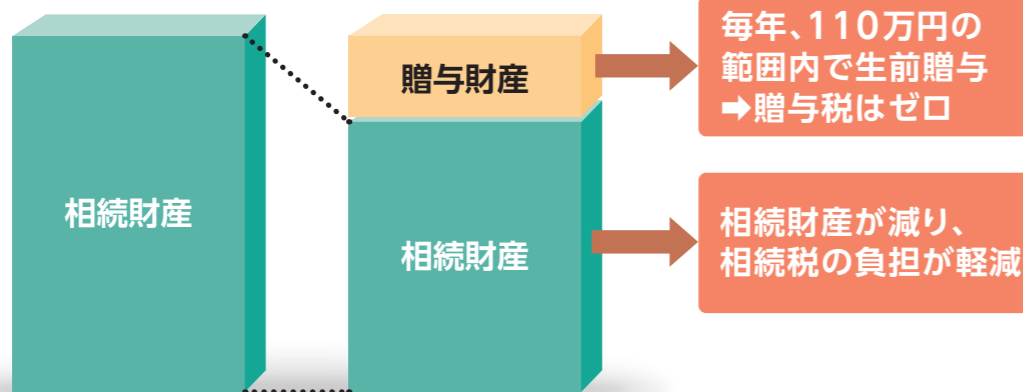


子の住宅購入資金等、まとまった財産を贈与したい場合に活用できる

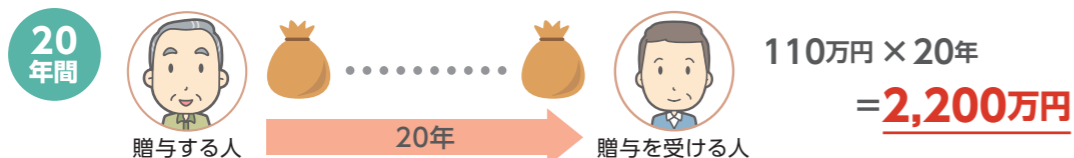
- 相続時には、毎年の基礎控除110万円を超えた贈与の累計額を相続財産に加算して相続税額を計算し、そこから納税済の贈与税額を差し引きます。

暦年課税と同様に、年間110万円の基礎控除を活用できます。

2023年度税制改正で
新設されました



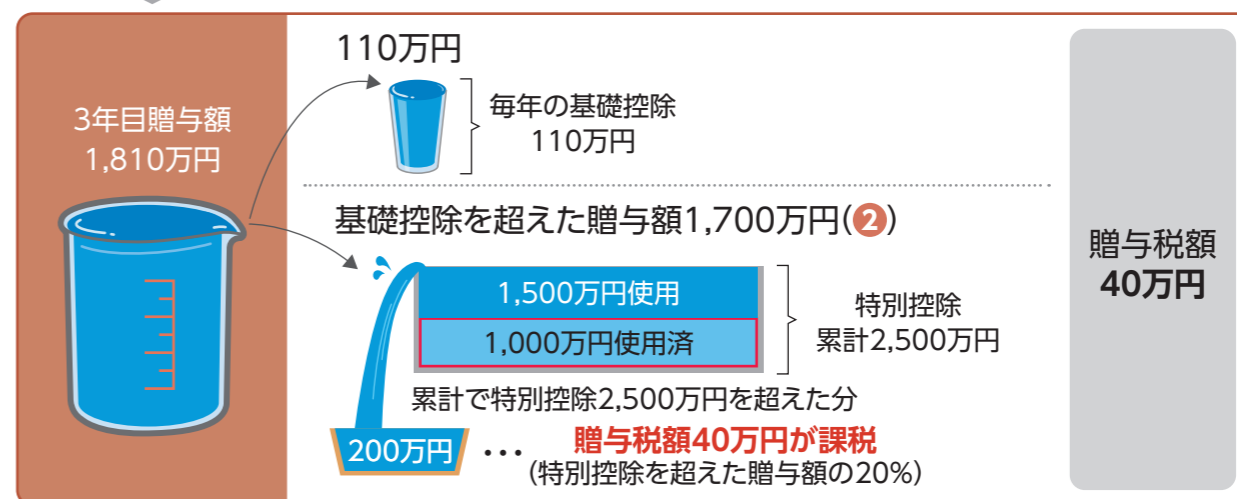
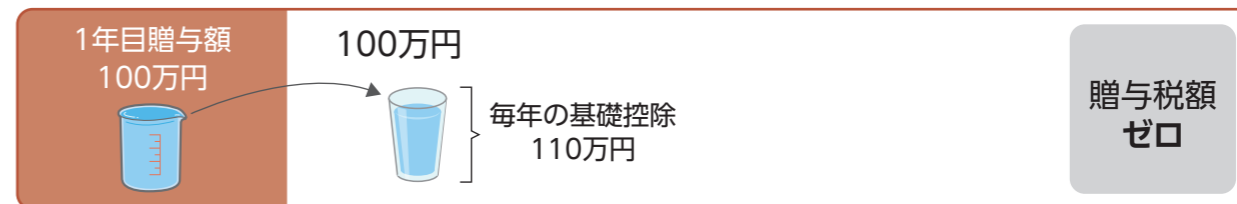
- 贈与を早めに始めることで、税負担の軽減効果も大きくなります。



参考 相続時精算課税制度の課税イメージ

〈例〉1年目に100万円、2年目に1,110万円、3年目に1,810万円を贈与した場合

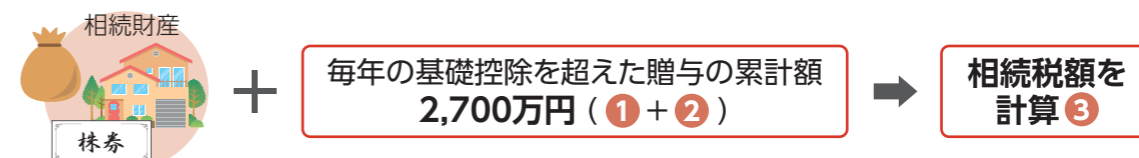
■ 毎年の贈与税額は？



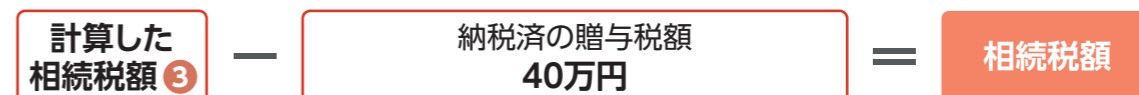
*毎年の基礎控除を超えた贈与の累計額が特別控除2,500万円を超えてからは、贈与額に一律20%の贈与税がかかります。

■ 贈与する人の相続発生時には？

- 毎年の基礎控除を超えた贈与の累計額を相続財産に加算して相続税額を計算します。



- 納税済の贈与税額があれば相続税額から差し引きます。



*相続税額がマイナスとなる場合は、計算した相続税額と納税済の贈与税額の差額(マイナス金額)が還付されます。

チェック1

贈与について、子(孫)が「もらう」ことを認識している。

贈与の認識

- 民法第549条によると、贈与は財産を無償で相手に与える意思表示をし、相手が受諾することによって効力が生じるとしています。
- 勝手に子(孫)の口座に振り込んだだけでは贈与とはなりません。

チェック2

子(孫)名義の預金口座に振込み、預金口座の通帳や印鑑は、子(孫)が管理する。

名義預金

口座名義は子(孫)であっても、実際は親がその口座を開き預金をしていたり、通帳・印鑑・キャッシュカードなどを管理している場合、「名義預金」として、親の財産と認定されることがあるので注意が必要です。

チェック3

贈与のたびに、贈与契約書を作成する。

贈与契約書

- 贈与を行うときには、贈与契約書を作成し、当事者が署名・押印しておけば、後日、贈与があったことを証明することができます。
- 贈与契約書がない場合は、贈与の事実を証明する必要があり、できないと贈与はなかったものとされ、相続財産に加算されてしまう可能性があります。
- また、他の相続人もめる原因を作ってしまうかもしれません。
- しかし、贈与のたびに贈与契約書を作成するのは煩雑ではないでしょうか。

贈与契約書

贈与者 第一太郎(以下「甲」という)と受贈者 第一一郎(以下「乙」という)は、本日、以下の通り贈与契約を締結した。

第1条 甲は乙に対して、下記現金を贈与することを約し、乙はこれを受諾した。

現金 金3,000,000円

第2条 甲は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに当該金額を乙指定の銀行口座に振り込むものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

贈与者 甲(住所) 東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号
(氏名) 第一 太郎

受贈者 乙(住所) 東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号
(氏名) 第一 一郎

受贈者の親権者 上記契約の締結について同意します。

未成年者の場合、親権者も署名・押印します

チェック4

贈与税の申告をした場合、申告書の控えを保管する。

贈与税の申告

- 1年間の贈与財産が基礎控除110万円を超える場合、贈与税の申告が必要です。
- 贈与税の申告は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間に「贈与を受けた人」が行います。

参考 贈与税に対する調査状況

贈与税の実地調査※が入ると、9割以上が申告漏れを指摘されています。

※国税庁では、相続税の補完税である贈与税について、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施。

実地調査件数	申告漏れ等の誤りを指摘された件数	割合	実地調査1件あたり	
			申告漏れ課税価格	追徴税額
2,907件	2,732件	94.0%	708万円	270万円

国税庁「令和4事務年度における相続税の調査等の状況」をもとに作成

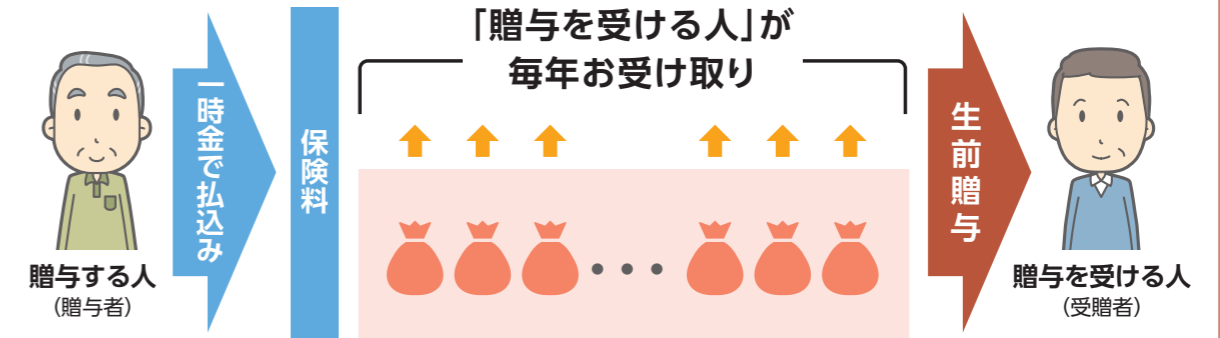
贈与を「する人」「受ける人」両方の意思表示と、贈与の記録を残すことがポイントです

生命保険を活用すれば、面倒な手続きが不要です。

一般的な生前贈与の対応	生命保険を活用
<p>① 贈与契約書の作成 贈与の記録を残すため、贈与のたびに、「贈与契約書」を作成する必要があります。</p>	<p>贈与契約書の作成は不要です 保険会社が発行する支払通知を贈与の記録として使えます。</p>
<p>② 振込み手続き 「贈与する人」の口座から「贈与を受ける人」の口座に振込み手続きが必要です。</p> <p>毎年振込</p>	<p>振込みの手間が省けます 「贈与を受ける人」の口座へ保険会社が振り込みます。</p>
<p>③ 1人ずつの手続き 贈与のたびに、1人ずつ手続きが必要です。</p>	<p>1つの契約で複数人に贈与できます 贈与税の基礎控除(110万円)を手間なく使えます。</p> <p><small>*商品によって取扱いは異なります。</small></p>

生命保険を使った生前贈与のしくみ

<生前贈与に対応した一般的な「生存給付金付保険」のイメージ>



しくみ

- 「贈与する人」が保険料を一時金で払い込み、「贈与を受ける人」が毎年受け取ることで、生前贈与できます。
- 1つの契約で複数人に贈与できます。
- 「贈与を受ける人」や受取割合は自由に変更できます。

*商品によって取扱いは異なります。



一般的な生前贈与で必要とされる
「毎年の贈与契約書の作成」
「贈与者の口座から受贈者の口座への振込み」
 が不要です。
 (保険会社から郵送される支払通知が贈与の記録になります)
 贈与税の基礎控除110万円も手間なく使えます。

生命保険を活用すれば、比較的 **かんたん**に生前贈与できます！



生命保険金の非課税枠<相続税法第12条>

非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

計算例 法定相続人が2人の場合



500万円 × 2名 = 1,000万円が
相続税の非課税枠となります。

受取人が1人しか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。

▶ 相続税額を軽減する効果があります

生命保険を活用した効果 []カッコ内は法定相続人の数です

配偶者あり(一次相続)

遺産総額 (基礎控除前)	子1人[2]			子2人[3]			子3人[4]		
	生命保険 未加入	1,000万円の 非課税枠活用	軽減効果	生命保険 未加入	1,500万円の 非課税枠活用	軽減効果	生命保険 未加入	2,000万円の 非課税枠活用	軽減効果
5,000万円	40	0	▲40	10	0	▲10	0	0	0
8,000万円	235	160	▲75	175	85	▲90	138	30	▲108
1億円	385	310	▲75	315	207	▲108	263	138	▲125
1.5億円	920	780	▲140	748	612	▲136	665	490	▲175
2億円	1,670	1,520	▲150	1,350	1,163	▲187	1,218	993	▲225
3億円	3,460	3,260	▲200	2,860	2,598	▲262	2,540	2,240	▲300
5億円	7,605	7,380	▲225	6,555	6,237	▲318	5,963	5,588	▲375

配偶者なし(二次相続)

遺産総額 (基礎控除前)	子1人[1]			子2人[2]			子3人[3]		
	生命保険 未加入	500万円の 非課税枠活用	軽減効果	生命保険 未加入	1,000万円の 非課税枠活用	軽減効果	生命保険 未加入	1,500万円の 非課税枠活用	軽減効果
5,000万円	160	90	▲70	80	0	▲80	20	0	▲20
8,000万円	680	580	▲100	470	320	▲150	330	170	▲160
1億円	1,220	1,070	▲150	770	620	▲150	630	405	▲225
1.5億円	2,860	2,660	▲200	1,840	1,560	▲280	1,440	1,155	▲285
2億円	4,860	4,660	▲200	3,340	3,040	▲300	2,460	2,140	▲320
3億円	9,180	8,955	▲225	6,920	6,520	▲400	5,460	5,010	▲450
5億円	19,000	18,750	▲250	15,210	14,760	▲450	12,980	12,380	▲600

*配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとします。他の税額控除は考慮していません。
 *子は成人とし、孫の養子縁組はないものとします。
 *法定相続分どおりに遺産を取得した場合の相続税額となります。各相続人は遺産取得割合に応じてこの金額を按分して納税します。
 *税額は概算数値です。

生前贈与と終身保険を組み合わせると、

生前贈与 贈与税の基礎控除 毎年110万円

ダブルで使えます

終身保険 生命保険金の非課税枠 500万円×法定相続人数

〈例えば…〉 ●相続財産が2億円(相続税評価額・基礎控除前)
 ●法定相続人が子2人の場合

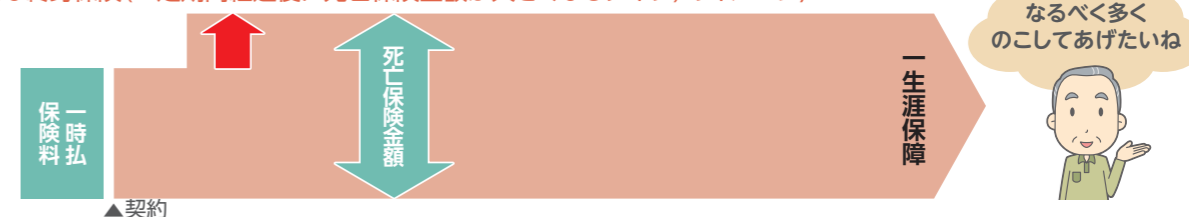
ケース1	ケース2	ケース3
贈与しない 保険も活用しない	基礎控除の範囲内で贈与 毎年110万円ずつ10年間、 子2人にそれぞれ贈与	さらに終身保険を活用 死亡保険金1,000万円 を準備
相続財産 2億円	贈与財産 2,200万円 相続財産 1億7,800万円	贈与財産 2,200万円 死亡保険金1,000万円 相続財産 1億6,800万円
贈与税 0万円 相続税 3,340万円 合計 3,340万円	贈与税 0万円 相続税 2,680万円 合計 2,680万円	贈与税 0万円 相続税 2,380万円 合計 2,380万円
ケース1との差額 660万円	ケース1との差額 960万円	さらに相続税が軽減

●暦年課税の場合、相続開始前の一定期間*の贈与財産は、相続財産に加算されて相続税が計算されますが、上記の試算は考慮していません。
 ※2024年1月1日以降の贈与財産については、「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。ただし延長された4年間の贈与財産のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。
 ●生前贈与を10年間実行した後に相続が発生したものと仮定しており、相続の発生時期によっては上記の試算と異なる場合があります。
 ●贈与税の課税方式として暦年課税と相続時精算課税制度のどちらを選択したかで計算が異なります。

たとえば、こんなタイプの終身保険が活用できます

一時払保険料を上回る死亡保障を得られるタイプの終身保険

(一般的な終身保険(一定期間経過後に死亡保険金額が大きくなるタイプ)のイメージ)



*上記ケース3の試算は、このタイプの終身保険の死亡保険金額の増加を考慮しておりません。

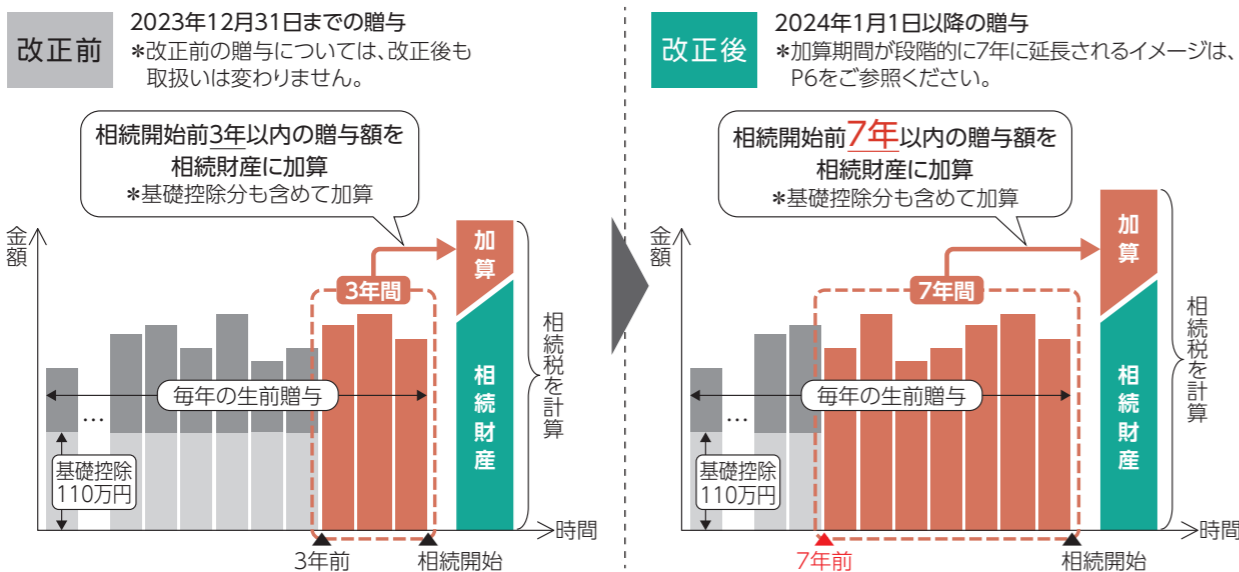
生命保険を活用した生前贈与と死亡保険金の準備で、相続税の軽減効果がさらに期待できます



ポイント
1

暦年課税の見直し

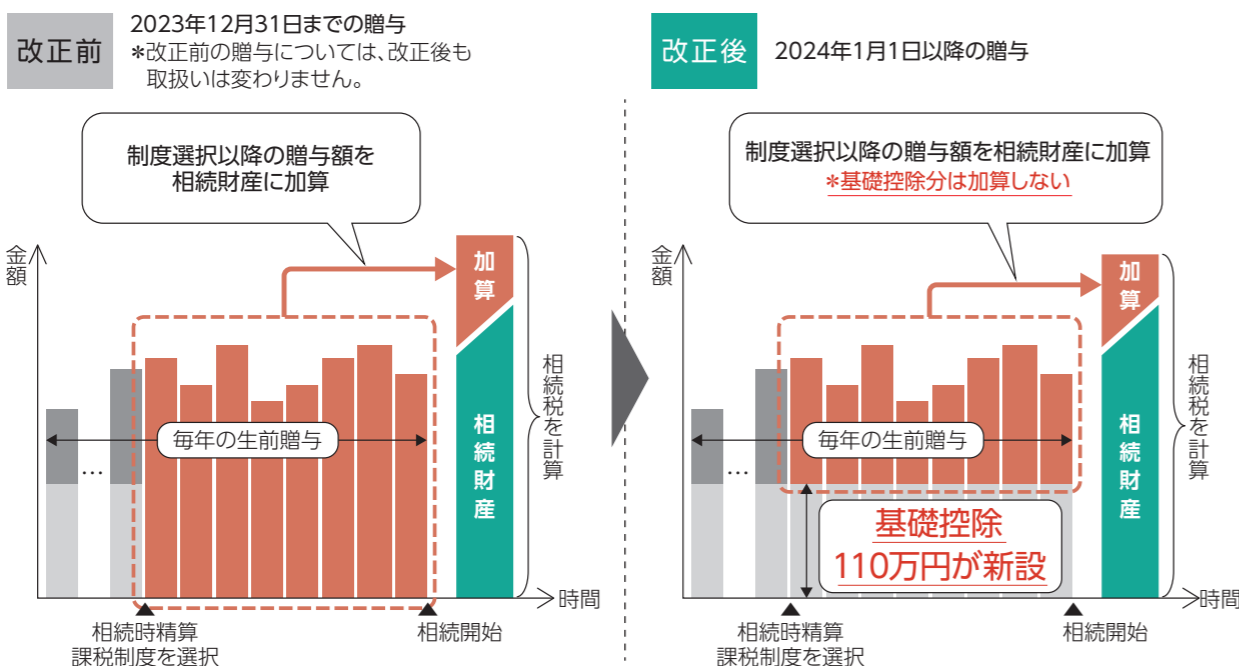
- 相続税の計算の際に贈与を受けた財産を**相続財産に加算する期間が**、相続開始前「3年間」から「**7年間**」に**段階的に延長**されます。
- 延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算しない取扱いとなります。



ポイント
2

相続時精算課税制度の見直し

- 暦年課税の基礎控除とは別に、**年間110万円の基礎控除が新設**されました。
- 贈与を受けた土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合の救済措置(相続時の再計算)が**新設**されました。(2023年以前の贈与も対象)



*税制改正による暦年課税と相続時精算課税制度の主な変更点を記載しています。

各課税制度のまとめ

	暦年課税	相続時精算課税制度
概要	暦年(1月1日~12月31日の1年間)ごとに、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税する方式	父母・祖父母から子・孫への贈与について、一定の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する方式
贈与する人(贈与者)	制限なし	贈与した年の1月1日において、 60歳以上の父母または祖父母
贈与を受ける人(受贈者)	制限なし	贈与を受ける年の1月1日において、 18歳以上の子または孫
制度選択手続き	不要	必要(最初の年の贈与のみ) *贈与額が年間110万円以下の場合も必要
贈与税の申告	2024年1月以降の贈与	1年間に受けた贈与額が基礎控除110万円を超える場合に申告
	2023年12月までの贈与	贈与額にかかわらず申告
選択変更	相続時精算課税制度への変更は可能	一度選択すると暦年課税への変更はできない
基礎控除額	2024年1月以降の贈与	贈与を受ける人(受贈者)1人につき年間110万円
	2023年12月までの贈与	なし
贈与税の課税	2024年1月以降の贈与	年間の贈与額 - 基礎控除110万円
	2023年12月までの贈与	年間の贈与額
贈与する人が死亡した時の相続税	2024年1月以降の贈与	以下の金額を相続財産に加算して相続税を計算 相続開始前7年間に受けた贈与額(贈与税の基礎控除以内の額も含めて加算) *延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない
	2023年12月までの贈与	以下の金額を相続財産に加算して相続税を計算 この制度を適用して受けた贈与の累計額(贈与税の基礎控除の年間110万円差引き後の累計額) *土地・建物の災害救済措置あり
		以下の累計額が特別控除2,500万円を超えるまでは贈与税の課税はない。超えた分に課税される。
		この制度を適用して受けた贈与の累計額

参考 各課税制度で基礎控除110万円の範囲内で贈与した場合

	暦年課税	相続時精算課税制度
2024年1月以降の贈与	贈与税... 課税なし 相続税... 相続開始前7年間に受けた贈与額を相続財産に加算して相続税を計算 *延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない	贈与税... 課税なし 相続税... 相続財産に加算しない
2023年12月までの贈与	贈与税... 課税なし 相続税... 相続開始前3年間に受けた贈与額を相続財産に加算して相続税を計算	贈与税... 贈与の累計額が特別控除2,500万円を超えるまでは課税なし。超えた分に課税。 *基礎控除なし 相続税... 贈与の累計額を相続財産に加算して相続税を計算

*各課税制度の概要について、くわしくはP5~8をご参照ください。詳細については、国税庁ホームページなどをご参照ください。

* 制度の詳細については、国税庁のホームページに掲載されています。

贈与税の配偶者控除

- 夫婦間での自宅の贈与、または居住用不動産の購入・建築の資金の贈与が行われた場合、最高2,000万円まで控除できる特例です。
- 贈与された自宅は遺産分割の対象から除外され(相続財産に加算されない)、残りの遺産を相続人で分割できるようになりました。

* 2019年7月1日以後の贈与に限ります。



配偶者控除額	2,000万円(贈与税の基礎控除110万円と併用可能)
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚姻期間が20年以上であること ● 自分が住むための国内の居住用不動産、またはその購入資金であること ● 贈与のあった翌年3月15日までに入居し、その後も引き続き居住する見込みであること ● 過去に同じ配偶者との間で、この特例の適用を受けていないこと



住宅取得等資金贈与の非課税措置

2024年1月1日から2026年12月31日までの間に、父母・祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、一定の要件を満たすときは、所定の非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となります。

(贈与税の基礎控除110万円と併用可能)

非課税の限度額

耐震・省エネ・バリアフリー住宅	1,000万円
上記以外の一般住宅	500万円

主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 贈与を受けた時に受贈者が日本国内に住所を有していること ● 贈与を受けた時に受贈者が贈与者の直系卑属(贈与者は受贈者の直系尊属)であること ● 贈与を受けた年の1月1日において受贈者が18歳以上であること ● 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下*であること ● 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等を行うこと ● 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住しているか、または同日以後遅滞なく居住することが確実であると見込まれること ● 新耐震基準に適合している住宅用家屋であること
------	---

* 床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1,000万円以下

* 上記内容は2023年12月与党「税制改正大綱」の内容をふまえて作成されたものです。実際の施行には、国会での可決・成立が必要ですが。



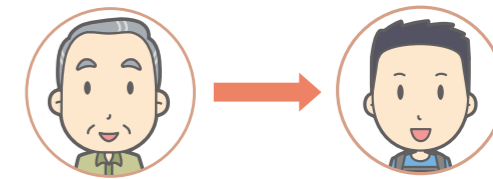
教育資金の一括贈与の非課税措置

直系尊属の父母・祖父母が、子・孫の教育資金を一括で贈与する場合、一定の金額までを非課税とする特例を受けることができます。

適用を受けるためには、

- ① 直系尊属からの贈与であること
- ② 子や孫は30歳未満であり、贈与を受ける前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 贈与財産は金融機関に信託、預入れ等を行うこと

等の条件を満たす必要があります。



教育資金

非課税限度額	1,500万円 * 学校等以外に支払う金銭については500万円が限度(贈与税の基礎控除110万円と併用可能)
教育資金の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校等への入学料や授業料 ● 通学定期券代、留学渡航費 ● 学校等以外の塾や習い事の月謝など(学校等以外に支払う金銭については500万円が限度) <p>* 2019年7月1日以後に学校等以外に支払う金銭については、受贈者が23歳以上の場合、原則除外されます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育資金の用途は、金融機関が領収書などをチェックし、書類を保管 ● 子や孫が30歳に達した日に金融機関との管理契約は終了するが、一定の条件のもと、最長40歳まで延長可能 → 使い残しや教育資金以外の支払いに充てられた金銭があれば、贈与税が課税 ● 管理期間中に贈与者が死亡した場合、死亡する前の贈与の使い残し分を相続財産に加算* ● 孫への贈与で贈与者の死亡時に使い残しがある場合は、孫の相続税額を2割加算* <p>* 贈与者の相続財産が5億円以下かつ受贈者が23歳未満や在学している場合などは除きます。</p> <p>● 2013年4月1日から2026年3月31日までの措置</p>

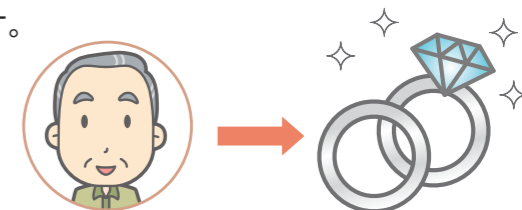
結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置

直系尊属の父母・祖父母が、子・孫の結婚・子育て資金を一括で贈与する場合、一定の金額までを非課税とする特例を受けることができます。

適用を受けるためには、

- ① 直系尊属からの贈与であること
- ② 子や孫は18歳以上50歳未満であり、贈与を受ける前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 贈与財産は金融機関に信託、預入れ等を行うこと

等の条件を満たす必要があります。



結婚資金

非課税限度額	1,000万円 * 結婚に際して支払う金銭については300万円が限度(贈与税の基礎控除110万円と併用可能)
結婚・子育て資金の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 挙式費用や新居の住居費などの結婚費用(結婚に際して支払う金銭については300万円が限度) ● 不妊治療費や出産費用、子の保育費などの子育て資金
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚・子育て資金の用途は、金融機関が領収書などをチェックし、書類を保管 ● 子や孫が50歳に達した日に金融機関との管理契約は終了 → 使い残しや結婚・子育て資金以外の支払いに充てられた金銭があれば、贈与税が課税 ● 管理期間中に贈与者が死亡した場合、死亡する前の贈与の使い残し分を相続財産に加算 ● 孫への贈与で贈与者の死亡時に使い残しがある場合は、孫の相続税額を2割加算 <p>● 2015年4月1日から2025年3月31日までの措置</p>

MEMO

Horizontal lines for writing on page 25.

MEMO

Horizontal lines for writing on page 26.